

●幌延町認定こども園の保育料および保護者負担金等について●

① 3歳～5歳の保育料は令和元年10月から無償化となっています。

ただし、実費徴収として、給食費（月額主食800円・副食4,100円）教材費（月額1,140円）の保護者負担金があります。町民税非課税世帯、ひとり親等世帯につきましては、申請により免除されます。

② 3歳未満児の保育料は下記の利用者負担額徴収基準額表のとおりです。

利用者負担額徴収基準額表(保育3号認定)						
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				3歳未満児(3号給付)		
				徴収基準額(月額)円		
階層区分	定		義	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯			0	0	
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月まで)にあっては、前年度分。以下同じ。)の町民税非課税世帯		ひとり親世帯等	0	0	
			ひとり親世帯等以外の世帯	0	0	
C	1	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	48,600円未満 ひとり親世帯等	5,350	5,290	
			ひとり親世帯等以外の世帯	11,700	11,580	
	2		48,600円以上 ひとり親世帯等で所得割課税額77,101円未満	5,400	5,400	
			97,000円未満 上記以外の世帯	18,000	17,760	
	3		97,000円以上169,000円未満		26,700	26,340
	4		169,000円以上301,000円未満		36,600	36,060
5	301,000円以上		48,000	47,280		

・C1階層～C3階層までの第2子以降は第1子の年齢に関わらず0円、C4階層～C5階層はこども園を同時に利用する最年長から順に第2子は半額、第3子以降は0円

③時間外保育(延長保育)、一時預かり保育等の特別保育料金について

- ・時間外保育(延長保育)料金 15分までごとにつき 80円
- ・一時預かり等保育料金 1時間までごとにつき 300円